

(1)公共工事の発注者としての 共通認識の確認と共通の取り組み

① 共通認識の確認

- ◆ はじめに
- ◆ 公共工事の発注者としての共通認識の確認
- ◆ 第三次・担い手3法(令和6年改正)と品確法運用指針について
- ◆ ダンピング対策について

② 共通の取り組み

- ◆ 工事書類のスリム化について
- ◆ 工事書類の相互乗り入れについて

① 共通認識の確認

はじめに
(発注者の責務と品確法の目的)

工事の平準化や週休2日を進めるのはなぜ？

- ◆ 企業は工事を受注してくれているので問題は発生していない
- ◆ 週休2日は企業の問題だ
- ◆ 安く受注することは悪いこと？

という声

協議会での取り組み

私たち国・県・市町村の仕事はなに？

- ◆ 河川や道路、上下水道の整備、まちづくり など

河川や道路、上下水道、まちづくりの整備は何のためにやっているのか？

- ◆ 国民、県民、市民、町民、村民の暮らしをよくするため
- ◆ 安全・安心なまち、冬期も安心して通行、商業・工業施設が立地し、雇用創出、地域が活性化

公共工事の目的

役所は予算を確保することはできるが、工事は建設会社によってももらわないとできない

- ◆ 能登半島地震では、地元の建設会社が応急復旧を担当
- ◆ 大手ゼネコンが対応しても下請けが必要
- ◆ やるべき仕事はいっぱいある
- ◆ 建設会社が仕事を続けられる環境づくりが必要！

建設会社の必要性

建設会社は自分で経営環境を変えられない（決められない）

- ◆ 工期、金額、施工時期等を決めるのは発注者 → 発注者が変えなければならない
- ◆ 工期：適正な工期設定、週休2日
- ◆ 金額：予定価格、最低制限価格の設定、最新積算基準の適用
- ◆ 施工時期：平準化、柔軟な工期設定

発注者の責務

品確法で具体的な
取り組み内容を明示



協議会での取り組み

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月19日 施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



発注者の
責務

建設会社の
必要性

公共工事の
目的

協議会での
取り組み

公共工事の発注者としての共通認識の確認

公共工事の発注者としての共通認識の確認

建設業の現状

担い手の確保及び働き方改革

- ◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）
- ◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業が支える役割の増加

- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）

担い手3法の改正（第三次・令和6年）

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

施工時期の平準化

課題・現状

- ◆ 繁忙期（年度末）と閑散期（4～6月）
 - ・ 繁忙期：業務量増、休暇取得困難、長時間労働。
 - ・ 閑散期：業務量減、収入不安定、機材過剰。

対策 年間を通じて安定した工事量を確保

平準化の取組『さ・し・す・せ・そ』

- （さ）債務負担行為の活用
- （し）柔軟な工期の設定
- （す）速やかな繰越手続
- （せ）積算の前倒し
- （そ）早期執行のための目標設定

期待される効果

- 技能者処遇改善
- 経営安定化
- 入札不調不落抑制

週休2日の確保（働き方改革の推進）

課題・現状

- ◆ 建設業の産業特性として工期を最優先
- ◆ 給与形態・雇用形態（技能者の多くは日給制）
- ◆ 罰則付きの時間外労働規制が適用（R6.4～）

対策 より働きやすい職場環境づくりの推進

- ・ 適正な工期設定、長時間労働の是正
- ・ 必要となる費用の予定価格への反映
- ・ 労務費のダンピング防止、施工時期の平準化

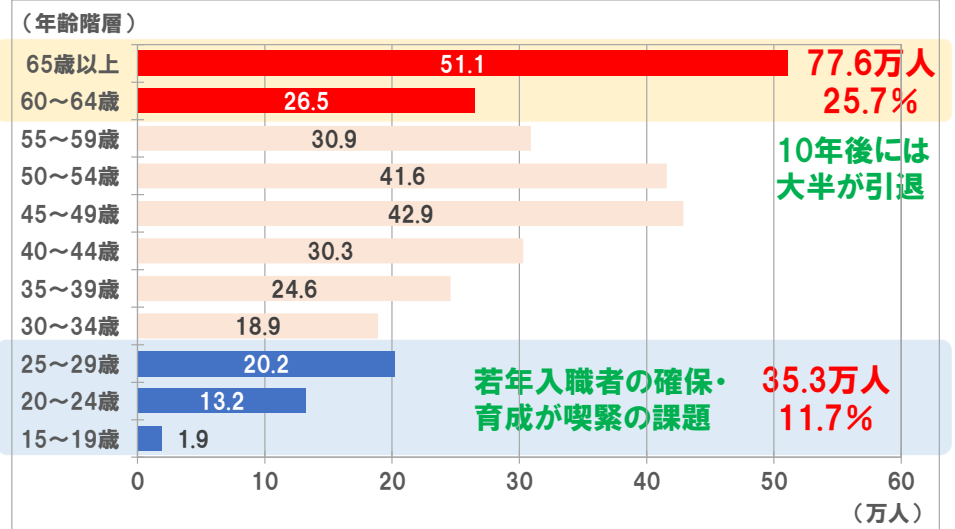
期待される効果

- 従事者の処遇改善、健康確保
- 適正な利潤の確保
- 将来の担い手の確保

担い手の確保及び働き方改革

◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）

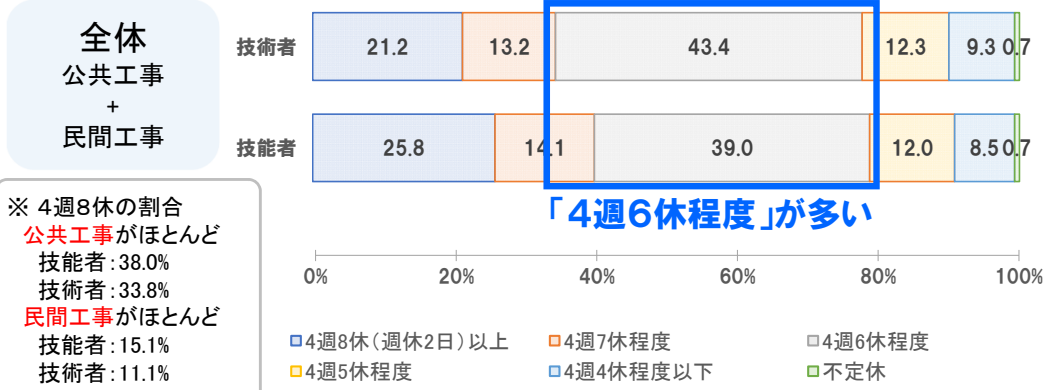
建設従事者の年齢構成分布(全国)



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業における平均的な休日の取得状況

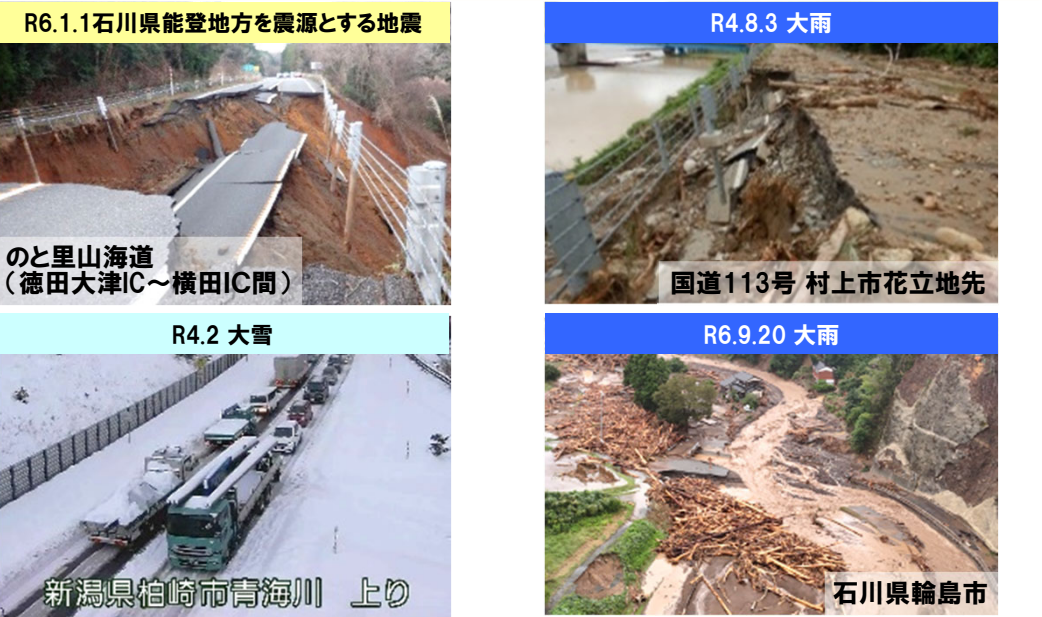


公共工事の方が「4週8休」の割合が高い

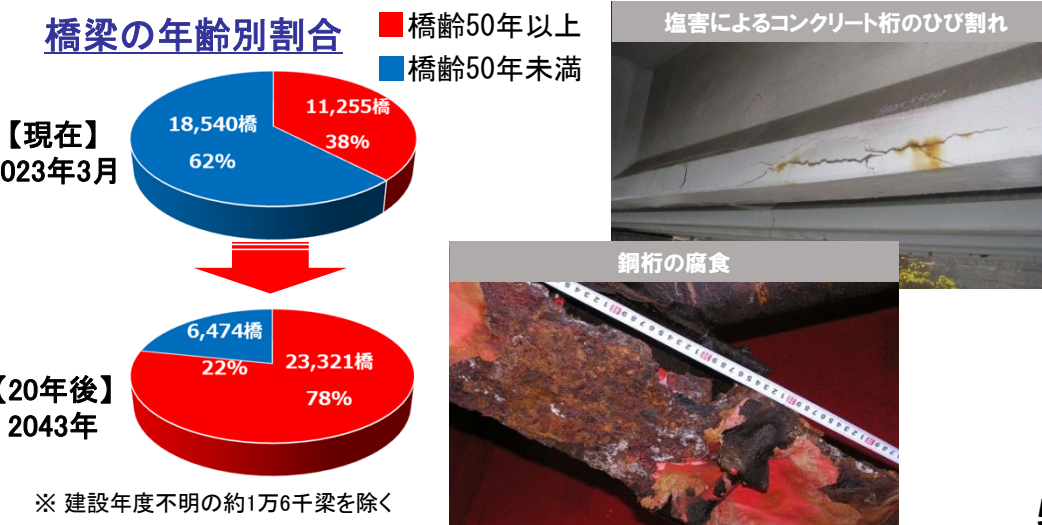
出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

建設業が支える役割の増加

◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化



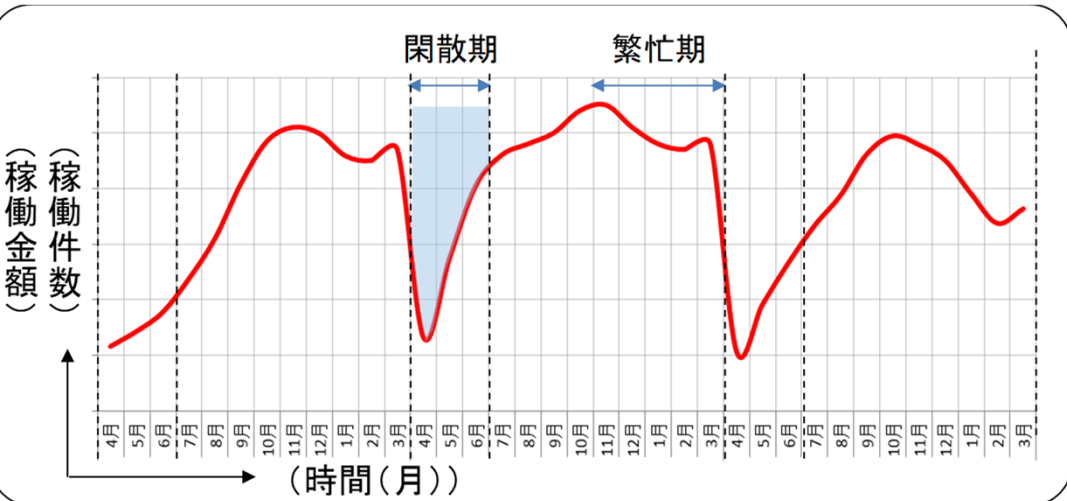
◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）



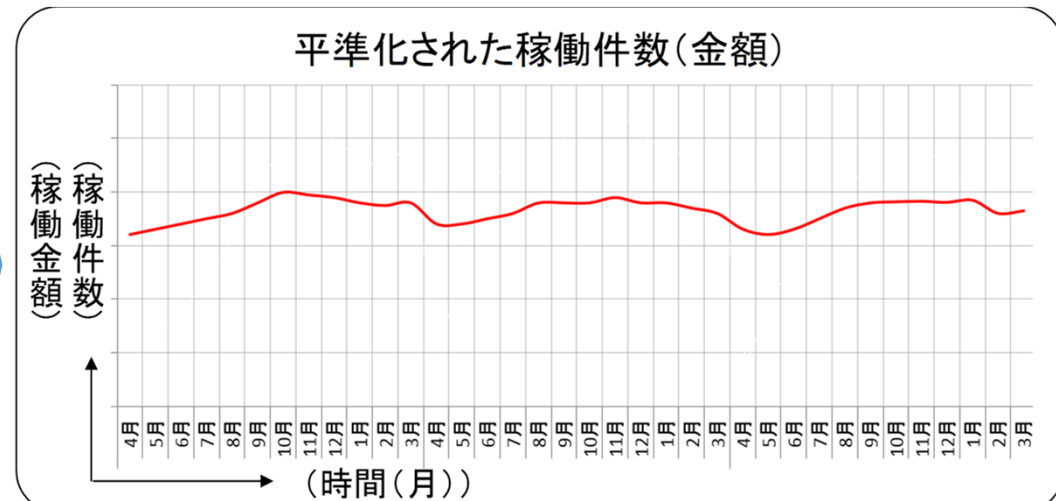
施工時期の平準化

- ◆ 公共工事は、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、**第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向**。
- ◆ 年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じる。
- ◆ 発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化（平準化）を図ることが必要。

現 状



平準化イメージ



◎課題(背景)

年間の工事量が不安定

- 繁忙期（年末～年度末）：
業務量増、休暇取得困難、長時間労働。
- 閑散期（4～6月）：
業務量減、収入不安定、機材過剰。

人手不足（入職者減・離職者増）の要因の一つ

◎対策

平準化の取組『さ・し・す・せ・そ』

- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定
- (す) 速やかな繰越手続
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定

◎期待される効果

年間を通じて安定した工事量を確保

- 人材や資機材の効率的な活用
- 技能者処遇改善、経営安定化
- 入札不調不落抑制

将来の担い手の確保

週休2日の確保(働き方改革の推進)

令和6年4月より建設事業に罰則付きの時間外労働規制が適用

法令改正	2018年度 (H30)	2019年度 (H31・R1)	2020年度 (R2)	2021年度(R3) 2022年度(R4) 2023年度(R5)	2024年度～ (R6～)	罰 則
【一般則】 年720時間の適用	2018年6月29日 働き方改革 関連法 可決・成立	4月1日から 大企業に適用	4月1日から 中小企業に適用			6ヶ月以下 の懲役 又は 30万円以下 の罰金
【建設事業】 年720時間の適用※1、2		5年間の猶予期間			令和6年4月1日から 適用	

※1 建設事業は、災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用(一般則と同じ)。
※2 残業時間の上限(原則): 月45時間、年360時間。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合の上限(特別条項): 年720時間以内(月平均60時間)、複数月平均80時間以内、月100時間未満。

◎課題(背景)

- ◆ 工期までの完成、長時間労働の常態化
(工期を最優先とする産業特性)
- ◆ 繁忙期と閑散期
 - ・繁忙期は業務量が大幅に増加。
 - ・工期遵守が優先、残業時間も増加。
- ◆ 給与形態・雇用形態
(技能者の6割以上が日給制)
 - ・日給制は、稼働日が減ると収入が減少。
- ◆ 経費の問題
 - ・工期が延びることにより経費も増加
- ◆ 人材不足(労働力不足)
(入職者減・離職者増・高齢化)

◎対策

- 工期設定の適正化(工期の見直し)
(週休2日を前提とした工期の設定)
- 施工時期の平準化
- 給与形態・雇用形態の見直し
(社員化・月給制)
- 週休2日工事等の実施
(実施状況に応じた経費の補正)
- 生産性の向上
 - ・ICT技術の全面的な活用
 - ・規格の標準化(Co工)

◎期待される効果

- 長時間労働の是正
- ワーク・ライフ・バランスの改善
- 年間を通じて安定した工事量を確保
- 人材や資機材の効率的な活用
- 経営安定化、入札不調不落抑制
- 従事者の処遇改善、健康確保
- 働きやすい職場環境づくりの推進
- 適正な利潤の確保
- 将来の担い手の確保
- 人手不足(労働力不足)の解消
- 建設業・公共工事の持続可能性を確保

◆ 北陸地方整備局と関係業団体との意見交換会を通じて得られた意見・要望等

週休2日工事の拡大について

- ・ 週休2日工事の拡大
(対象件数の増加。週休2日の完全実施。)
- ・ 全ての発注機関が同じ目線で取組を実施。

営繕工事における働き方改革の推進

- ・ 公共建築工事へ働き方改革を展開
 - ① 適正な工期設定
 - ② 週休2日促進工事の実施
 - ③ ICT活用、生産性向上技術の活用
 - ④ 営繕積算方式による予定価格の適正な設定
 - ⑤ 入札時積算数量書活用方式の採用

ウィークリースタンスの拡大・促進について

- ・ ウィークリースタンスを県市町村へ全面展開
- ・ 各業務で受発注者が実施状況を確認

スライド条項の適用について

- ・ 価格高騰への対応、的確な運用の徹底

第三次・担い手3法の徹底

- ・ 全ての市町村において「発注関係事務の運用に関する指針」を遵守
 - ① 最低制限価格の設定・活用の徹底
 - ② 適正な工期設定、余裕期間制度の活用
 - ③ 施工時期の平準化
 - ④ 適切な設計変更

監督・検査等について

- ・ 監督・検査等の円滑化の取り組みを自治体へ導入・推進
 - ① 工事円滑化推進会議の導入
 - ② 検査・工事書類の簡素化の推進
 - ③ 遠隔臨場の推進

関係業団体

- ・ (一社)新潟県建設業協会
- ・ (一社)富山県建設業協会
- ・ (一社)石川県建設業協会
- ・ (一社)全国建設業協会(全建)北陸地区建設業協会

- ・ (一社)全国建設業協会(全建)関東甲信越地方建設業協会
- ・ (一社)建設コンサルタンツ協会 北陸支部
- ・ (一社)全国測量設計業協会連合会 北陸地区協議会
- ・ (一社)日本建設業連合会(日建連)

- ・ (一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会(P C建協)
- ・ (一社)道路建設業協会(道建協)

第三次・担い手3法(令和6年改正)と 品確法運用指針について

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法 (平成17年制定)

Point
価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



建設業法 ・ 入契法 (昭和24年制定)(平成12年制定)

Point
建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
働き方改革に向けた適正な工期の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point
労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の
担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

品確法基本方針とは：品確法^(※1)に基づき、政府が作成(H17閣議決定、R元最終変更)

- 公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

(※1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞(品確法第7条、第8条関係)

- ・技能労働者の処遇改善(能力に応じた処遇確保等)
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(スライド条項の適切な運用等)

＜働き方改革・環境整備＞(品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係)

- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持(第7条、第8条、第21条関係)

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化(保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等)

○生産性向上(第3条、第7条、第28条、第29条関係)

- ・ICT活用推進(データ引継、CCUS活用等)
- ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用
- ・新技術活用(VFM※・脱炭素化等)

※Value For Money：金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化(品確法第7条、第22条、第23条関係)

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備【再掲】(誠実な契約変更協議の実施等)
- ・技能労働者の処遇改善【再掲】
- ・ICT活用推進【再掲】(現場管理の効率化等)
- ・発注関係事務におけるICT活用【再掲】(ICT活用による施工体制確認等)

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定(※2)
- ・工期設定における猛暑日の考慮(※2)
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備【再掲】(快適トイレ等)
- ・持続的な除雪体制の確保

(※2) 令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正

運用指針とは:品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

★改正のポイント★

品確法の改正を踏まえ、下記1～4のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて運用指針を改正

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)
 - 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
 - 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
 - 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

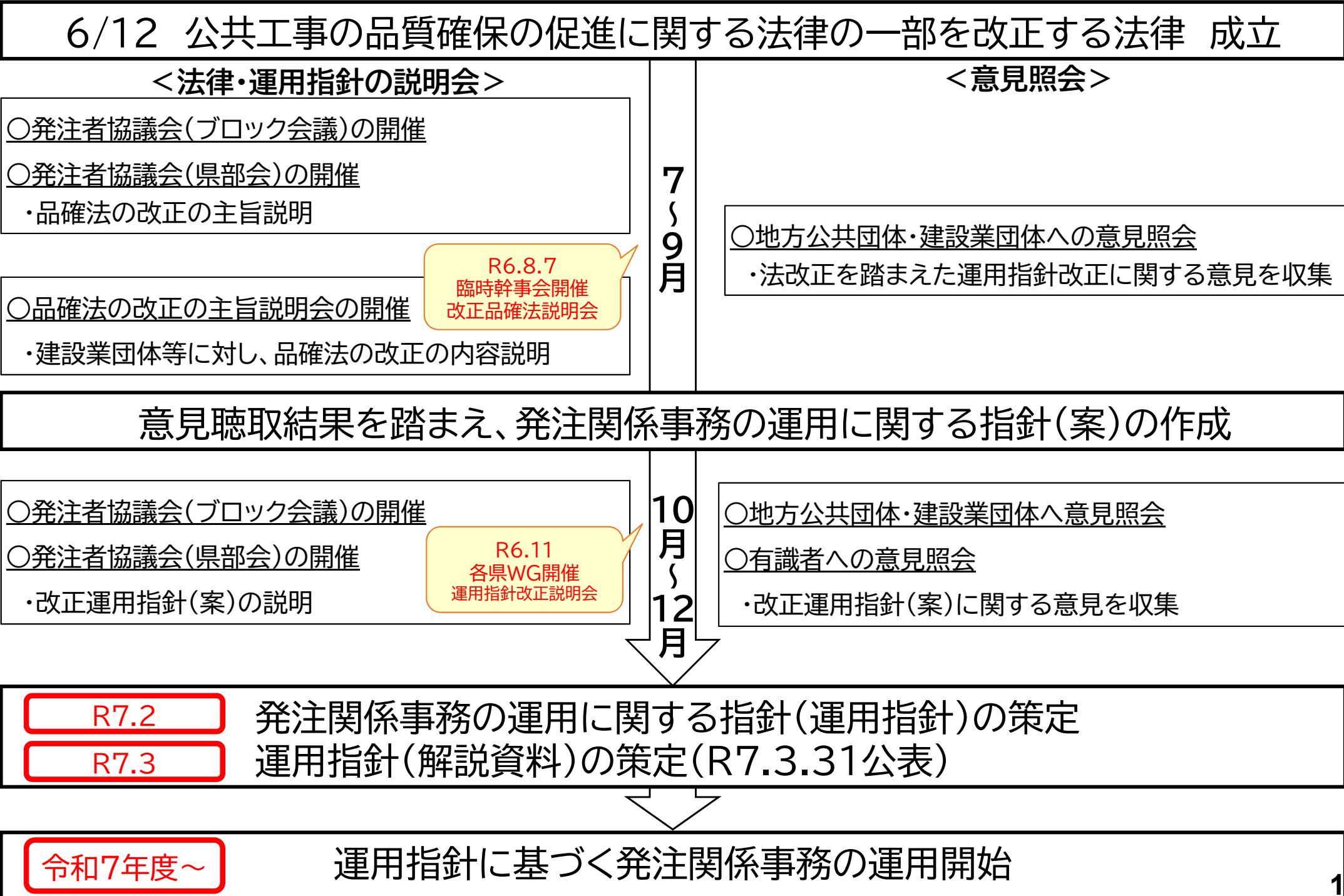
3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

品確法の改正及び運用指針策定のスケジュール



ダンピング対策について

発注者の不利益にはならないという認識が蔓延る

- ◆ ダンピング受注はなぜダメなのか？
- ◆ 業者は、受注した金額でできるから安く入札するのでは？
- ◆ これまでも、特に問題は起きていない。だから、今の対応で大丈夫。
- ◆ うちの市（町、村）は今のやり方で問題は起きてない。
- ◆ ちゃんと、低入札価格調査はやっている。
- ◆ 業者はやれるというから、契約している。
- ◆ うちの市（町、村）はお金がないので、安く受注してくれるのはありがたい。

ダンピング受注が発生すると

工事実施時

- 無理な価格（コスト）の削減
- 下請に対する価格圧力
- 休日や夜間も工事（機械の稼働率を上げるため）
- 大幅な赤字の発生（必要な経費を確保できない）
- 技術者の数を削減して、工事コストを削減
- 工事や業務の手抜き等
- 安全対策の不徹底

公共工事等の品質確保に支障

過度な価格競争へ発展

- 低価格でなければ落札できない
- 低価格受注が常態化（負のスパイラル）
- 利益の確保が困難、下請け企業の倒産
- 賃金その他の労働条件の悪化
- 企業経営が困難

中長期的な担い手確保に支障
→ 業界全体が疲弊、持続が困難

ダンピング受注による弊害

- ◆ 公共工事を行う建設業者が減少
 - 入札の不調・不落が発生（工事を受注する業者がいなくなる）
 - 除雪を行う業者がいなくなる。
 - 災害復旧を行う業者がいなくなる。
 - 維持修繕ができない（施設が老朽化しても直せない）
 - 防災・減災機能の低下（災害による被害が拡大）
- ◆ 公共サービスの低下
- ◆ 地域公共交通やインフラ等の存続が困難
- ◆ 安定した社会経済活動が困難



市民生活に密接に関係する公共事業が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)＜適正化指針:第2 4(1)＞

- ◆ ダンピング受注は、**工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等**につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。

ダンピング受注による弊害(受注者・企業)

- ◆ 工事や業務の手抜き等
→ 品質低下の懸念
- ◆ 下請業者へのしわ寄せ
- ◆ 公共工事等に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化
- ◆ 安全対策の不徹底
→ 労働災害を招く恐れ

ダンピング受注による弊害(建設業界全体)

- ◆ 公共工事等の品質確保に支障を来すおそれ
- ◆ 適正な利潤を未確保
- ◆ 建設業の若年入職者の減少の原因
- ◆ 担い手の育成及び確保が困難
- ◆ 建設業の健全な発達を阻害



公共工事の発注者として取り組むべきダンピング対策

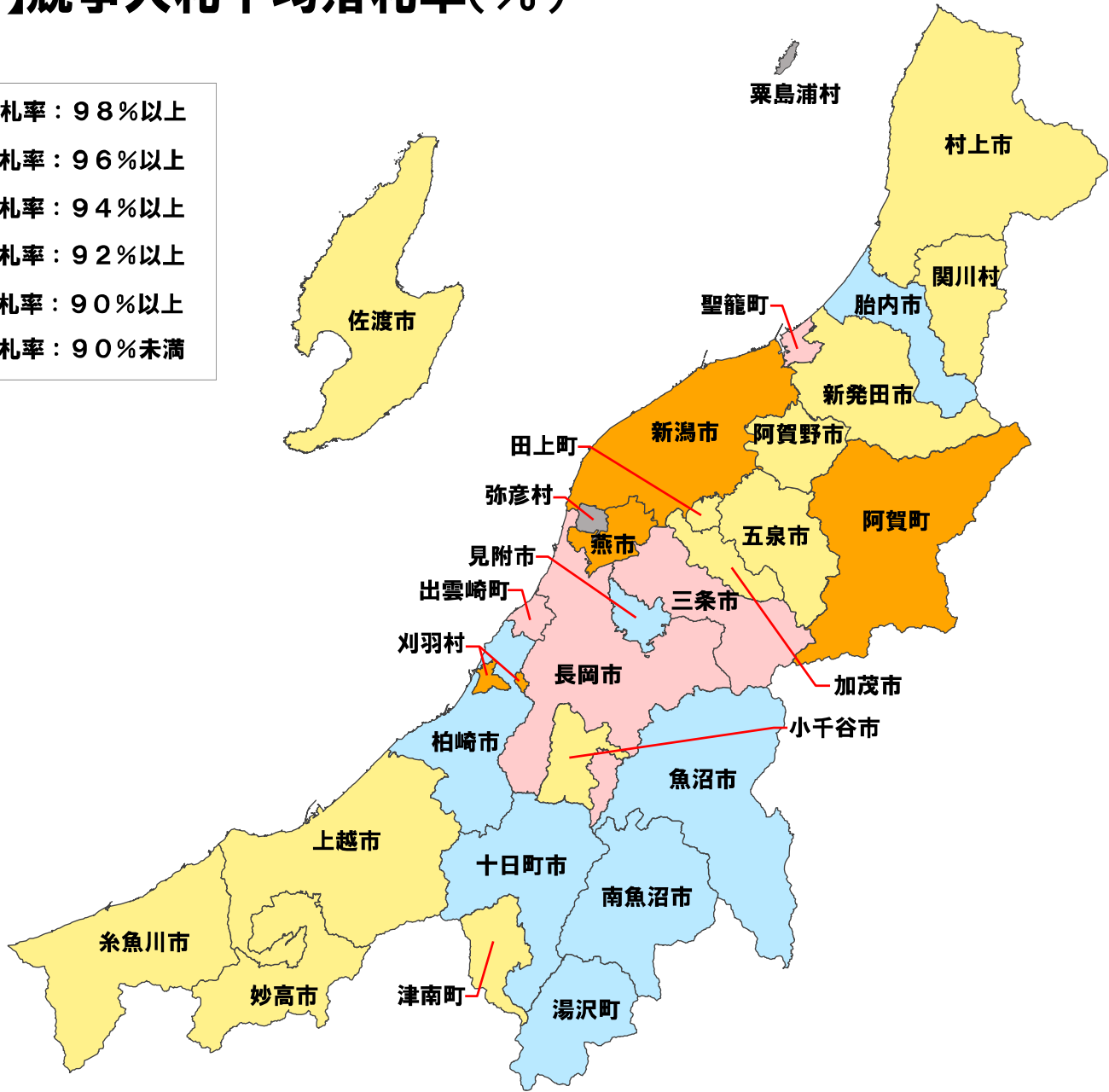
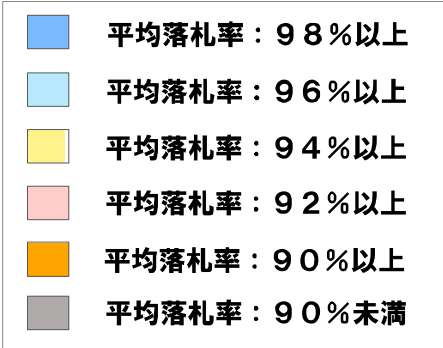
- ◆ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入
- ◆ 調査基準価格・最低制限価格の適切な水準での設定
(最新の中央公契連モデルの採用)
- ◆ 低入札価格調査の適切な実施によりダンピング受注を排除 など

低入札価格調査制度と最低制限価格制度の概要

	低入札価格調査制度	最低制限価格制度
制度概要	・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約 ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約 ・ 「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成 ・ その基準に該当した場合、<u>契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査</u>	・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約 ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約 ・ 予め<u>最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能</u>
関係法令	<u>会計法、予算決算及び会計令</u> 法第29条の6第1項ただし書、令第84～90条 (一般競争／指名競争契約) <u>地方自治法、地方自治法施行令</u> 令第167条の10第1項 (一般競争／指名競争入札)	<u>地方自治法、地方自治法施行令</u> 令第167条の10第2項 (一般競争／指名競争入札)

- ◆ 最低制限価格制度は、「地方自治法施行令」での規定。会計法、予算決算及び会計令では、「低入札価格調査制度」を設定することとしている。
- ◆ そのため、低入札価格調査制度の「調査基準価格」と「最低制限価格」は、法令上別である。
- ◆ 低入札価格調査の価格による失格基準の具体的な設定方法は、示されておらず、各地方公共団体の状況に応じて適切に設定することとしている(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格、工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計等)。

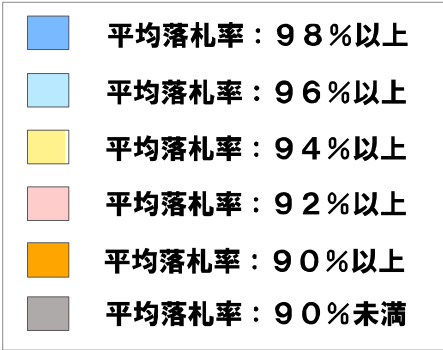
【R5実績値】競争入札平均落札率(%)



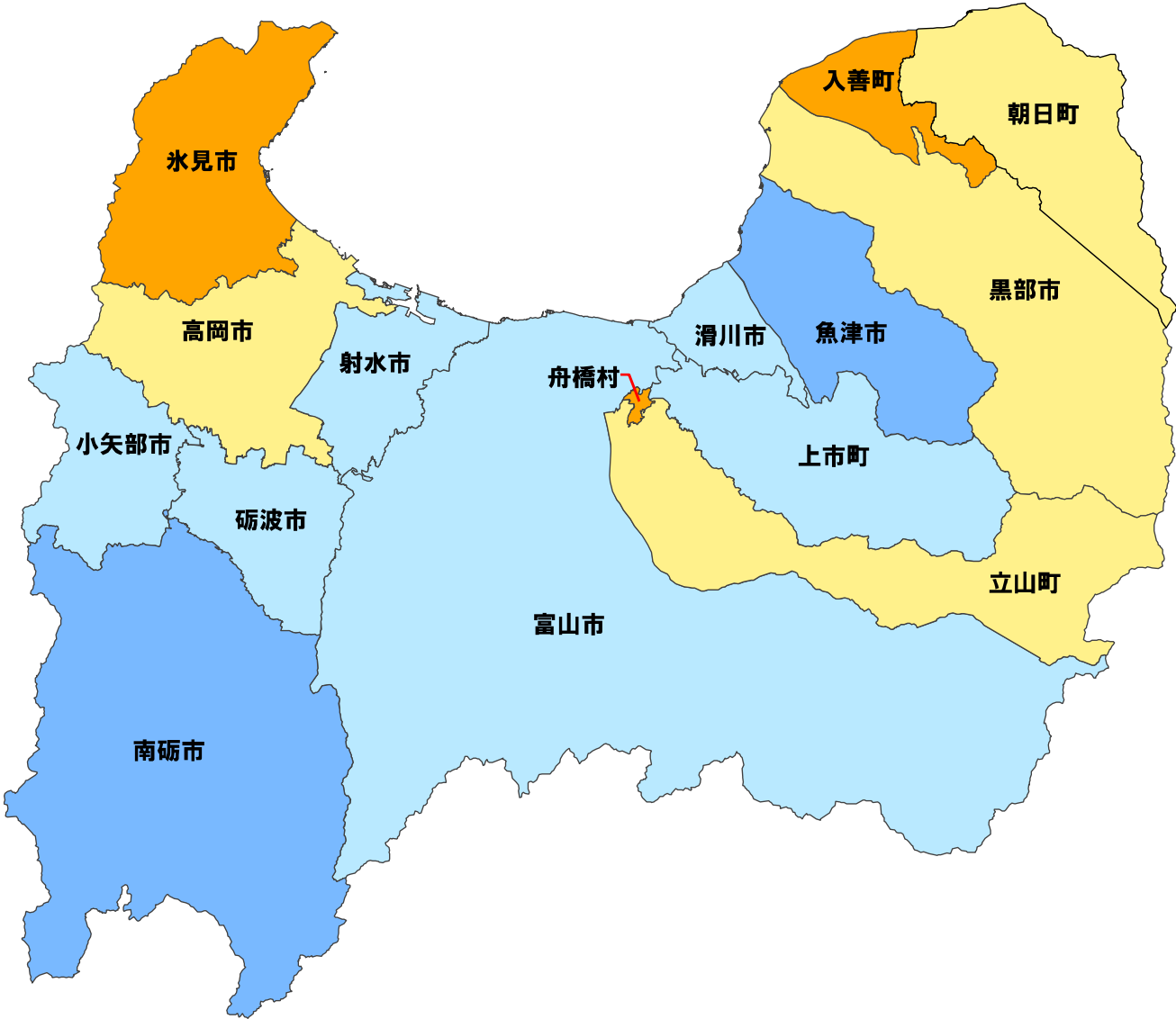
機関名	R 5 実績値 (R6.7調査)
	競争入札 平均落札率 (%)
新潟県	95.3
新潟県新潟市	91.5
新潟県長岡市	93.4
新潟県三条市	93.1
新潟県柏崎市	96.6
新潟県新発田市	94.7
新潟県小千谷市	95.4
新潟県加茂市	95.4
新潟県十日町市	96.8
新潟県見附市	96.9
新潟県村上市	94.1
新潟県燕市	91.7
新潟県糸魚川市	95.7
新潟県妙高市	95.4
新潟県五泉市	95.1
新潟県上越市	95.3
新潟県阿賀野市	94.2
新潟県佐渡市	95.5
新潟県魚沼市	96.9
新潟県南魚沼市	96.7
新潟県胎内市	96.3
新潟県北蒲原郡聖籠町	92.3
新潟県西蒲原郡弥彦村	84.8
新潟県南蒲原郡田上町	95.8
新潟県東蒲原郡阿賀町	91.5
新潟県三島郡出雲崎町	93.2
新潟県南魚沼郡湯沢町	96.5
新潟県中魚沼郡津南町	94.3
新潟県刈羽郡刈羽村	90.7
新潟県岩船郡関川村	95.9
新潟県岩船郡栗島浦村	83.7

※ 入札契約の適正化の取組状況に関する調査(R6調査)

【R5実績値】競争入札平均落札率(%)

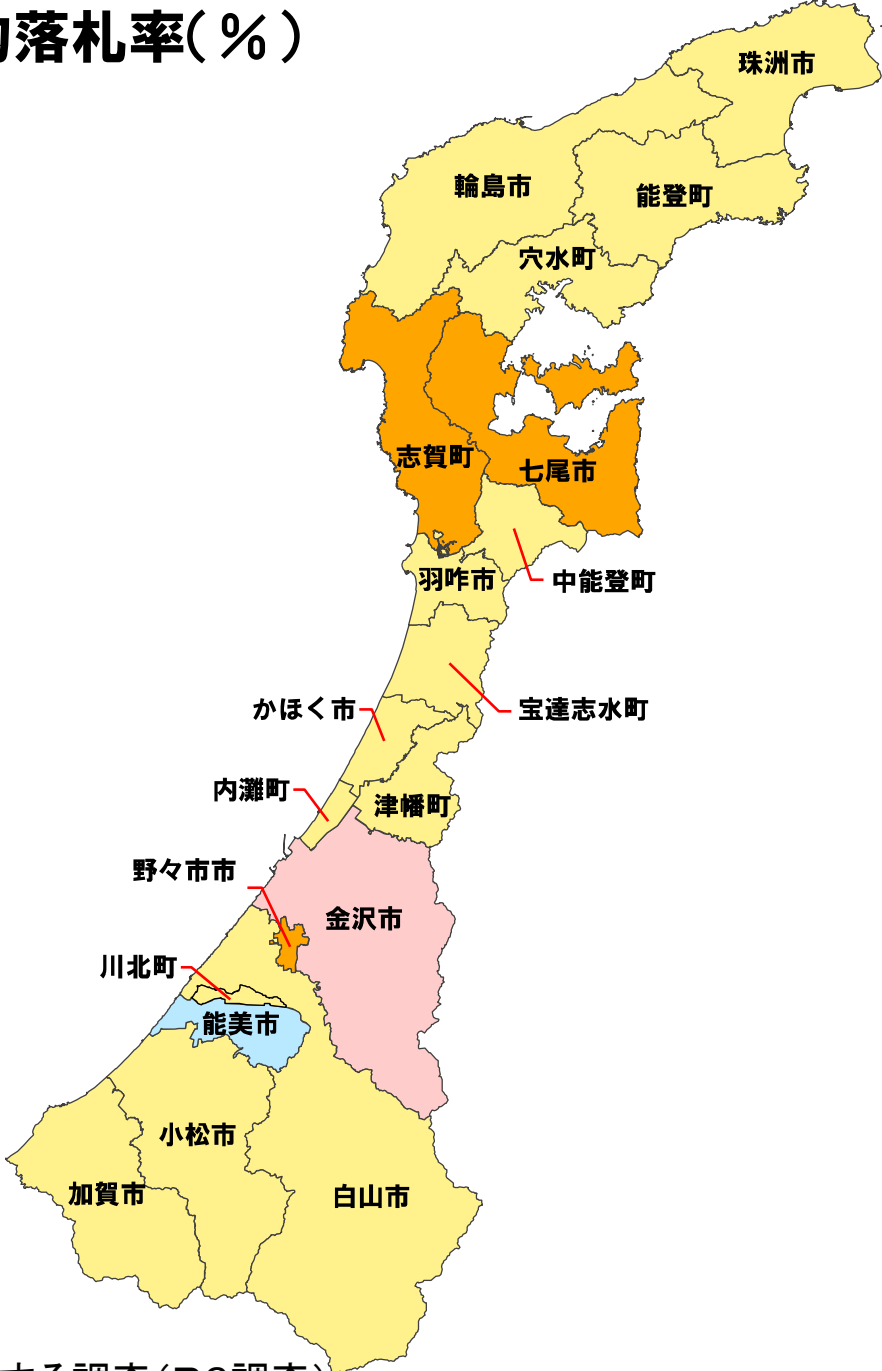
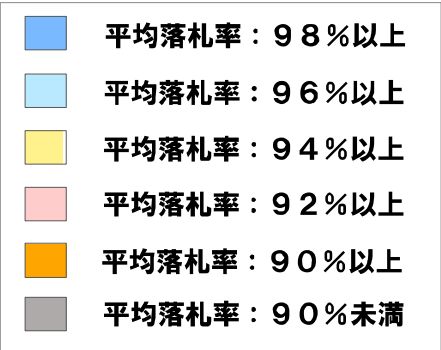


機関名	R 5 実績値 (R6.7調査)
	競争入札 平均落札率 (%)
富山県	96.6
富山県富山市	96.9
富山県高岡市	94.4
富山県魚津市	98.2
富山県氷見市	91.4
富山県滑川市	97.4
富山県黒部市	95.1
富山県砺波市	97.0
富山県小矢部市	97.9
富山県南砺市	98.4
富山県射水市	97.2
富山県中新川郡舟橋村	91.9
富山県中新川郡上市町	97.8
富山県中新川郡立山町	94.7
富山県下新川郡入善町	91.0
富山県下新川郡朝日町	95.7



※ 入札契約の適正化の取組状況に関する調査(R6調査)

【R5実績値】競争入札平均落札率(%)



機関名	R 5 実績値 (R6.7調査)
	競争入札 平均落札率 (%)
石川県	93.9
石川県金沢市	92.5
石川県七尾市	91.8
石川県小松市	94.8
石川県輪島市	94.2
石川県珠洲市	94.7
石川県加賀市	95.5
石川県羽咋市	94.9
石川県かほく市	94.0
石川県白山市	95.0
石川県能美市	96.5
石川県野々市市	91.8
石川県能美郡川北町	95.5
石川県河北郡津幡町	95.3
石川県河北郡内灘町	94.5
石川県羽咋郡志賀町	91.6
石川県羽咋郡宝達志水町	94.1
石川県鹿島郡中能登町	94.1
石川県鳳珠郡穴水町	94.5
石川県鳳珠郡能登町	94.2

※ 入札契約の適正化の取組状況に関する調査(R6調査)

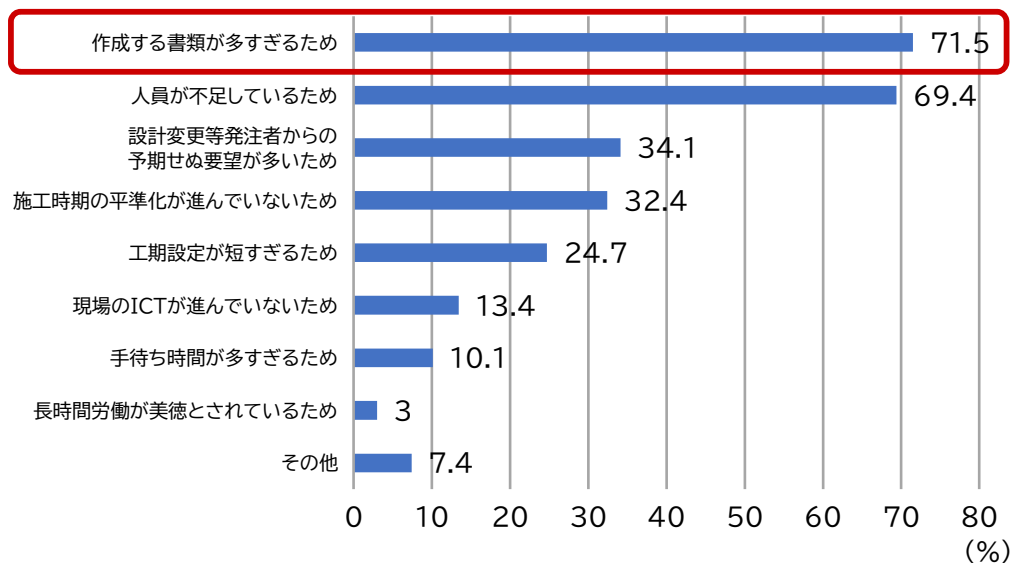
② 共通の取り組み

工事書類のスリム化について

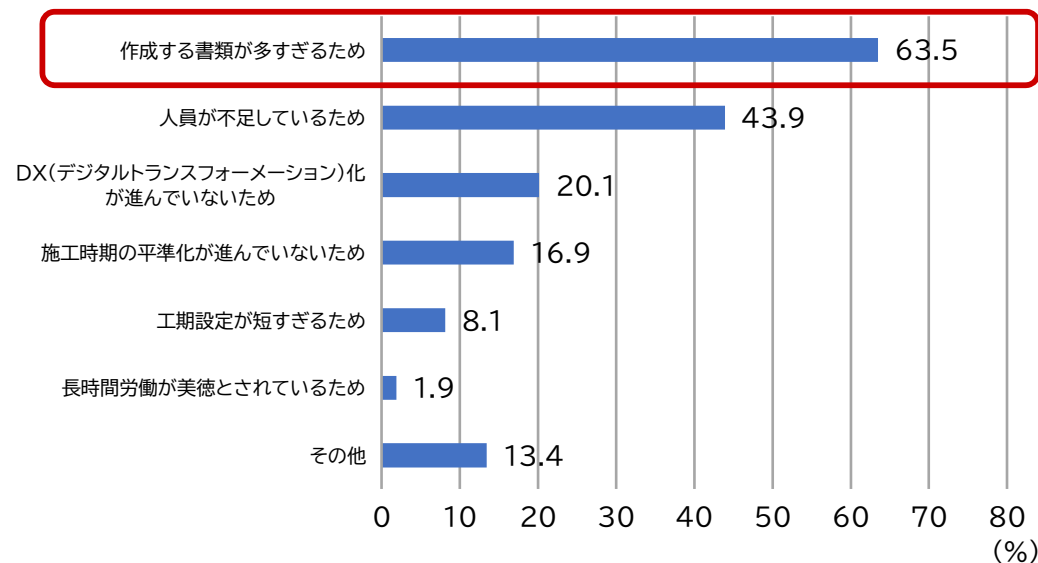
工事書類のスリム化について

時間外労働が多くなる理由についてのアンケート結果(R6調査)

時間外労働が多くなる理由【現場】（複数回答可）



時間外労働が多くなる理由【事務所】（複数回答可）



出典：(一社)全国建設業協会「労働環境の整備に関するアンケート」結果(R6.9)

調査対象：各都道府県建設業協会会員企業回答社数：2,367社

調査時期：令和6年7月1日現在の状況事業内容：土木1,539社、建築247社、土木建築513社、その他68社

- ◆ 時間外労働が長くなる理由は、現場・事務所ともに「作成する書類が多いため」が最多（現場：71.5%、事務所：63.5%）
- ◆ 令和6年4月より、時間外労働規制が適用。働き方改革実現のためにも作成する書類及び作成に係る時間の削減が必要

現場技術者の負担軽減を図るため、工事書類のスリム化の取り組みを実施

「工事書類のスリム化」 北陸地方整備局における取り組みについて

- ◆ 公共工事の施工にあたっては、過去からの時時の要請や多様化するニーズに応じて様々な書類の作成や手続きが必要とされてきた
- ◆ 現場の技術者等がその対応に追われ、長時間労働、残業・休日出勤の要因のひとつとなっている
- ◆ 北陸地方整備局では、**R6.2に「工事書類スリム化ガイド」を策定**
- ◆ このガイドは、建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取り組み事例を紹介するもの

現場技術者の負担軽減を図るための取り組み[5つの要点]

1. 受注者と発注者の適切な役割分担
2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工
3. 真に必要な書類のみを適時作成
4. 電子データの活用によるペーパーレス化
5. 情報通信機器の活用等により、各種打合せ・段階確認・検査等を効率化

たとえば

- 具体的な取り組み
- 受注者が行った照査の結果により生じた設計図書の見直し修正、追加調査等は、発注者の責任で実施する
 - 契約締結後、速やかに「施工条件確認部会」を開催し、関係機関協議の進捗状況、施工上の課題等について、受・発注者間で共有する
 - 変更施工計画書は、施工計画に大きく影響しない場合は提出不要とする
 - 遠隔臨場による立会・確認、検査を活用する

など、42項目の取り組みを示して解説

工事書類スリム化ガイド

～ 現場技術者の負担軽減のために ～

5つの要点

Main Points

情報通信
機器の活用

ペーパー
レス化

役割分担
と責任

円滑化

削減と
簡素化

令和6年2月

北陸地方整備局 企画部
技術管理課

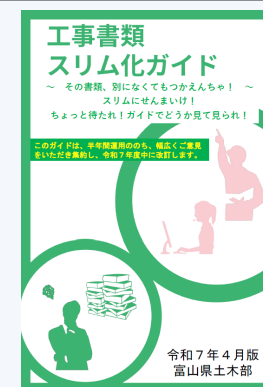
「工事書類のスリム化」 各県における取り組みについて

新潟県

- ◆ 新潟県では、R6に「工事書類のスリム化」等、受注者の負担軽減に向け関係者から具体的な意見を聞きとり、書類作成マニュアル、標準仕様書の改定を行った。
- ◆ 引き続き関係者と意見交換を行い、さらなる「工事書類のスリム化」を検討する。

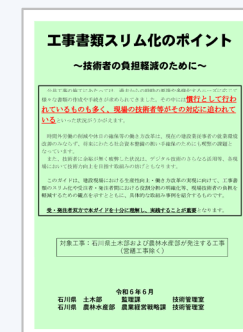
富山県

- ◆ 富山県では、R7.3に富山県建設業協会の協力を得て、「工事書類スリム化ガイド」策定し、R7.4より運用開始。



石川県

- ◆ 石川県では、R6.6に「工事書類スリム化のポイント」を策定し、市町へも参考送付している。



工事書類の相互乗り入れについて

直轄工事様式と自治体様式の相互乗り入れに向けて

令和6年能登半島地震関連の工事で直轄工事を受注したことがない受注者の負担軽減を図るため、国土交通省と自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、一部様式を除いて石川県で運用している工事関係書類の様式を使用しても良いこととしました(片乗り入れ)。

今後は他地域へも拡大し、直轄工事と自治体工事で、どちらの工事関係書類様式も使える相互乗り入れを目指します。

直轄工事で、一部の自治体様式が使える(片乗り入れ)

↓

直轄様式でも自治体様式でも使える(相互乗り入れ)

国土交通省標準様式		石川県様式	
様式-1	様式-11 様式-12 (※備考欄参照)		
様式-2	—		
様式-3	様式-1 (※備考欄参照)		
様式-4	様式-13 (※備考欄参照)		
工事関係書類一覧表			
石川県様式を使用する場合は、文章の一部削除、宛名の異なる場合があります(※備考欄参照と記載がある様式)。詳細は、別紙「国・石川県の工事書類様式の対応表」をご確認ください。 https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html			
工事関係書類	工事関係書類の標準様式(表)(様式No.)	石川県様式	備考
	工事関係書類第10条1項	様式-11 様式-12 (※備考欄参照)	○
	工事関係書類第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2	○
	工事関係書類第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式-3	○
	金収書(電子申請方式)	様式-13 (※備考欄参照)	○
	金収書(紙申請方式)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	VE図表(契約後VE時)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○
	金収書(前払金)	—	○

国・石川県の工事書類様式の対応表

国土交通省

石川県

No.37 段階確認書

国土交通省様式-13

段階確認書
施工予定表

石川県様式-28

段階確認書